

令和５年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：大樹町

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	77.6 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	- %
全職員	77.3 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(１) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	- %
本庁課長相当職	98.0 %
本庁課長補佐相当職	96.1 %
本庁係長相当職	99.0 %

(２) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.2 %
31～35年	80.5 %
26～30年	94.9 %
21～25年	64.9 %
16～20年	103.1 %
11～15年	64.5 %
6～10年	69.0 %
1～5年	90.0 %

【説明欄】

- ・男女両方若しくはどちらかに該当者が存在しない場合、「-」と記載している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。